(c)　総合評価の方法は、次の要件に該当する者のうち、下記⑵によって得られる標準点と入札参加者それぞれの提案の評価による加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

(ｱ)　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(ｲ)　上記(a)及び(b)の内容が適正であること。

(ｳ)　評価値が標準点を予定価格で除した数値を下回らないこと。

⑵　提案について

(a)　入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点として100点を与えるものとし、「横断歩道橋利用者及び現道車両交通・歩行者への影響を最小にするための工夫とその効果」についての評価の配点は30とし、指定テーマの得点（素点）を技術評価点とする。

(b)　施工体制については、「施工体制確保の確実性」及び「品質確保の実効性」について３段階で判定し、その評価に応じて、それぞれ15／５／０点の加算点を与えるものとする。

⑶から⑷までは第１号３⑶から⑷までに同じ。

4　入札手続等

⑴　担当部局　〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前１－５－44大阪合同庁舎第１号館　近畿地方整備局総務部契約課　竹中　健作　電話06―6942―1141㈹

⑵から⑷までは第１号４⑵から⑷までに同じ。

⑸　入札書の提出方法及び入札・開札の日時並びに場所　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、書面により持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(a)　電子入札システムによる入札の締切は、平成24年11月29日正午。

(b)　書面により持参する場合は、平成24年11月29日正午までに近畿地方整備局総務部契約課に提出すること。

(c)　郵送による入札書の受領期限は、平成24年11月29日正午（郵送による入札書の提出場所は、近畿地方整備局総務部契約課）。

(d)　開札は、平成24年12月３日午後２時30分　近畿地方整備局総務部契約課入札室にて行う。

5　その他

⑴から⑯までは第１号５⑴から⑯までに同じ。

6　Summary

(1), (2), (4), (5)　the same with notice above (No. 1)

(3)　Subject matter of the contract : Construction work of the reconstruction of pedestrian bridge at Kumata in R25

(6)　Contact point for tender documentation : Kensaku Takenaka the Contract Division, Kinki Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 1―5―44, Otemae Tyuou-Ward, Osaka-city, 540―8586, Japan TEL 06―6942―1141

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 24 年８月 21 日

独立行政法人放射線医学総合研究所

契約担当役　理事　村田　貴司

◎調達機関番号　516　◎所在地番号　12

○第 14 号

1　工事概要等

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　放射線医学総合研究所環境動態研究施設整備工事

⑶　工事場所　千葉県千葉市稲毛区穴川４丁目９番１号　放射線医学総合研究所構内

⑷　工事概要　放射性物質による動植物等の生態系に与える影響を調査し、人々への影響に係る機構解明を行うための施設整備を行うものである。

⑸　工期　平成25年３月29日まで。

⑹　本工事は、事業の目的物の設計及び施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式による事業である。

⑺　本工事は、入札時に設計の考え方及び施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用事業である。

⑻　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

2　競争参加資格

⑴　入札参加者は、以下の基本的要件を満たすこと。

①　入札参加者は、単独企業又は複数の者で構成されるグループであること。（以下、総称して「入札参加者」という。）

②　入札参加者は、本業務の遂行上果たす役割を明らかにするとともに、グループで参加する場合には、競争参加資格確認申請書の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が入札手続を行うとともに、当研究所との対応窓口となること。

⑵　入札参加者に共通の参加資格要件

①　独立行政法人放射線医学総合研究所契約事務取扱細則第８条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。

②　独立行政法人放射線医学総合研究所契約事務取扱細則第９条第１項の規定に該当しない者であること。

③　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省又は放射線医学総合研究所から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

④　応募グループの構成員は、他の応募グループの構成員でないこと。

⑶　入札参加者の資格等要件

①　設計に当たる者は、次の要件を満たすこと。

(ｱ)　文部科学省における平成23・24年度設計・コンサルティング業務に係る一般競争参加資格者の資格を有する者であること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

(ｲ)　「会社更生法」に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は「民事再生法」に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(ｱ)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(ｳ)　「建築士法（昭和25年５月24日法律第202号）」第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(ｴ)　平成14年度以降に、担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として下記に示す設計業務に従事し、完了した経験を有する者を配置できること。

※　鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造で地上２階建以上または地上高さ12m以上かつ延べ面積1,000㎡以上で、放射線施設を含む医療施設、研究施設または教育施設の新営工事

(ｵ)　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律等に基づく遮蔽計算の実績を有すること。

ただし、上記(ｴ)、(ｵ)の要件については、複数の者で構成されるグループにあっては、構成員のいずれかが要件を満たすこと。

②　建設に当たる者は、次の要件を満たすこと。

(ｱ)　文部科学省における建築一式工事に係る平成23・24年度のＡ等級の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

(ｲ)　「会社更生法」に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は「民事再生法」に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(ｱ)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。